

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年 8月18日

【会社名】 トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド
(Toyota Finance Australia Limited)

【代表者の役職氏名】 業務執行取締役
(Managing Director)
ジョン・ロドニー・チャンドラー
(John Rodney Chandler)

【本店の所在の場所】 オーストラリア 2065 ニュー・サウス・ウェールズ州
セント・レオナルド パシフィック・ハイウェイ207 レベル
9
(Level 9, 207 Pacific Highway, St Leonards, New
South Wales 2065 Australia)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 広瀬 卓生

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 黒田 康之
同 岡田 加奈子

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-5683

【届出の対象とした売出有価証券の種類】 社債

【届出の対象とした売出金額】 トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド
2019年2月13日満期 米ドル建社債
1億4,790万米ドル(円貨相当額151億6,122万9,000円)
トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド
2019年2月13日満期 豪ドル建社債
1億840万豪ドル(円貨相当額103億5,870万4,000円)
(株式会社三菱東京UFJ銀行が発表した2014年8月15日現在
の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲
値1米ドル=102.51円及び1豪ドル=95.56円の換算レート
で換算している。)

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年7月24日付で提出した有価証券届出書(訂正を含む。)の記載事項のうち、売出券面額の総額、売出価額の総額及び利率が決定しましたので、関連する事項を訂正するため、本訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第2 売出要項

1 売出有価証券

売出社債(短期社債を除く。)

2 売出しの条件

3【訂正箇所】

訂正を要する箇所及び訂正した箇所には下線を付しております。

第一部 【証券情報】

第2 【売出要項】

1 【売出有価証券】

【売出社債(短期社債を除く。)]

<訂正前>

米ドル建社債

銘柄	売出券面額の総額又は 売出振替社債 の総額	売出価額の 総額	売出しに係る社債の所有者の 住所及び氏名又は名称	
トヨタ ファイナンス オーストラリア リミ テッド 2019年2月13 日満期 米ドル建社債 (注1)	5,000万米ドル (予定)(注2)	5,000万米ドル (予定)(注2)	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式 会社 (以下「売出人」という。)	
記名・無記名の別	各社債の金額	利率	利払日	償還期限
無記名式	1,000米ドル	年率(未定)% (年率1.00%か ら2.00%まで を仮条件とす る。)(注2)	2月13日 及び 8月13日	2019年2月13日

(注1) 本社債は、ユーロ市場において2014年8月28日に発行され、Mitsubishi UFJ Securities International plc.により引受けられる。発行日は、市場環境を勘案した上で繰り下げられることがある。本社債が証券取引所に上場される予定はない。

(注2) 上記の売出券面額の総額及び売出価額の総額は、ユーロ市場で発行される本社債の券面総額と同額であり、需要状況を勘案した上で増額又は減額されることがある。本社債の発行券面総額及び本社債の利率は、上記の仮条件に基づく本売出しの需要状況を勘案した上で、2014年8月中旬に決定される予定である。上記の仮条件は、市場の状況を勘案して変更されることがある。また、利率は当該仮条件の範囲外の値となる可能性がある。

豪ドル建社債

銘柄	売出券面額の総額又は 売出振替社債 の総額	売出価額の 総額	売出しに係る社債の所有者の 住所及び氏名又は名称	
トヨタ ファイナンス オーストラリア リミ テッド 2019年2月13 日満期 豪ドル建社債 (注1)	5,000万豪ドル (予定)(注2)	5,000万豪ドル (予定)(注2)	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式 会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号 東海東京証券株式会社 (以下「売出人」と総称する。)	
記名・無記名の別	各社債の金額	利 率	利 払 日	償還期限
無 記 名 式	1,000豪ドル	年率(未定)% (年率2.65%か ら3.65%まで を仮条件とす る。)(注2)	2月13日 及び 8月13日	2019年2月13日

(注1) 本社債は、ユーロ市場において2014年8月28日に発行され、Mitsubishi UFJ Securities International plc.により引受けられる。発行日は、市場環境を勘案した上で繰り下げられることがある。本社債が証券取引所に上場される予定はない。

(注2) 上記の売出券面額の総額及び売出価額の総額は、ユーロ市場で発行される本社債の券面総額と同額であり、需要状況を勘案した上で増額又は減額されることがある。本社債の発行券面総額及び本社債の利率は、上記の仮条件に基づく本売出しの需要状況を勘案した上で、2014年8月中旬に決定される予定である。上記の仮条件は、市場の状況を勘案して変更されることがある。また、利率は当該仮条件の範囲外の値となる可能性がある。

(後略)

<訂正後>

米ドル建社債

銘柄	売出券面額の総額又は 売出振替社債 の総額	売出価額の 総額	売出しに係る社債の所有者の 住所及び氏名又は名称	
トヨタ ファイナンス オーストラリア リミ テッド 2019年2月13 日満期 米ドル建社債 (注1)	1億4,790万米 ドル (注2)	1億4,790万米 ドル (注2)	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式 会社 (以下「売出人」という。)	
記名・無記名の別	各社債の金額	利 率	利 払 日	償還期限
無 記 名 式	1,000米ドル	年率1.46%	2月13日 及び 8月13日	2019年2月13日

(注1) 本社債は、ユーロ市場において2014年8月28日に発行され、Mitsubishi UFJ Securities International plc.により引受けられる。本社債が証券取引所に上場される予定はない。

(注2) 上記の売出券面額の総額及び売出価額の総額は、ユーロ市場で発行される本社債の券面総額と同額である。

豪ドル建社債

銘 柄	売出券面額の 総額又は 売出振替社債 の総額	売出価額の 総 額	売出しに係る社債の所有者の 住所及び氏名又は名称	
トヨタ ファイナンス オーストラリア リミ テッド 2019年 2月13 日満期 豪ドル建社債 (注1)	1億840万豪ド ル (注2)	1億840万豪ド ル (注2)	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式 会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号 東海東京証券株式会社 (以下「売出人」と総称する。)	
記名・無記名の別	各社債の金額	利 率	利 払 日	償還期限
無 記 名 式	1,000豪ドル	年率3.15%	2月13日 及び 8月13日	2019年2月13日

(注1) 本社債は、ユーロ市場において2014年8月28日に発行され、Mitsubishi UFJ Securities International plc.により引受けられる。本社債が証券取引所に上場される予定はない。

(注2) 上記の売出券面額の総額及び売出価額の総額は、ユーロ市場で発行される本社債の券面総額と同額である。

(後略)

2 【売出しの条件】

<訂正前>

売 出 価 格	申 込 期 間	申 込 単 位	申 込 証 拠 金	申 込 受 付 場 所
額面金額の100.00%	2014年8月19日 から 同年8月28日 まで (注1)	米ドル建社債 額面金額 1,000米ドル 豪ドル建社債 額面金額 1,000豪ドル	なし	米ドル建社債 売出人及び各売出取扱人 (以下に定義する。)の 日本国内の本店及び各支 店並びに下記摘要(3)記 載の金融機関及び金融商 品仲介業者の営業所又は 事務所 豪ドル建社債 各売出人及び各売出取扱 人(以下に定義する。) の日本国内の本店及び各 支店並びに下記摘要(3) 記載の金融機関及び金融 商品仲介業者の営業所又 は事務所
売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称			売出しの委託契約の内容	

米ドル建社債

愛媛県松山市三番町五丁目10番地 1
いよぎん証券株式会社

東京都千代田区大手町一丁目 3 番 2 号
カブドットコム証券株式会社

茨城県水戸市南町三丁目 4 番12号
常陽証券株式会社

岡山県岡山市北区本町 2 番 5 号 ちゅうぎん駅前ビル
中銀証券株式会社

新潟県長岡市城内町三丁目 8 番地26
新潟証券株式会社

長野県上田市常田二丁目 3 番 3 号
八十二証券株式会社

三重県津市東丸之内33番 1 号
百五証券株式会社

東京都千代田区大手町一丁目 9 番 5 号
大手町フィナンシャルシティ ノースタワー
三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社

豪ドル建社債

愛媛県松山市三番町五丁目10番地 1
いよぎん証券株式会社

米ドル建社債

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、いよぎん証券株式会社、カブドットコム証券株式会社、常陽証券株式会社、中銀証券株式会社、新潟証券株式会社、八十二証券株式会社、百五証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社に本社債の売出しの取扱いを委託している。

豪ドル建社債

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、いよぎん証券株式会社、カブドットコム証券株式会社、常陽証券株式会社、中銀証券株式会社、新潟証券株式会社、八十二証券株式会社、百五証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社に本社債の売出しの取扱いを委託している。

東海東京証券株式会社は、ワイエム証券株式会社及び香川証券株式会社に本社債の売出しの取扱いを委託している。

東京都千代田区大手町一丁目3番2号
カブドットコム証券株式会社

茨城県水戸市南町三丁目4番12号
常陽証券株式会社

岡山県岡山市北区本町2番5号 ちゅうぎん駅前ビル
中銀証券株式会社

新潟県長岡市城内町三丁目8番地26
新潟証券株式会社

長野県上田市常田二丁目3番3号
八十二証券株式会社

三重県津市東丸之内33番1号
百五証券株式会社

東京都千代田区大手町一丁目9番5号
大手町フィナンシャルシティ ノースタワー
三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社

山口県下関市豊前田町三丁目3番1号
ワイエム証券株式会社

香川県高松市磨屋町4番地の8
香川証券株式会社

(以下「売出取扱人」と総称する。)

摘要

- (1) 本社債の受渡期日は、2014年8月29日(日本時間)である。(注1)
- (2) 本社債の各申込人は、売出人又は売出取扱人の本支店において各申込人の名義で外国証券取引口座を開設しなければならない。本書に別途規定する場合を除き、各申込人が売出人又は売出取扱人との間で行う本社債の取引に関しては、当該売出人又は売出取扱人から交付される外国証券取引口座約款に基づき、当該外国証券取引口座を通じて処理される。
- (3) 売出人及び売出取扱人は、金融商品取引法(その後の改正を含む。)第33条の2に基づく登録を受けた銀行等の金融機関及び金融商品仲介業者に、本社債の売出しの取扱業務の一部を行うことを委託している場合がある。
- (4) 本社債は、1933年合衆国証券法(その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」という。)に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。合衆国証券法に基づいて本社債の登録を行うか又は合衆国証券法の登録義務の免除を受ける場合を除き、合衆国内において、又は米国人(U.S. Person)に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはならない。この「摘要(4)」において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。
- (5) 本社債は、合衆国税法の適用を受ける。合衆国財務省規則により認められた一定の取引による場合を除き、合衆国若しくはその属領内において、又は合衆国人(United States Person)に対して本社債の募集、売出し又は交付を行ってはならない。この「摘要(5)」において使用された用語は、1986年合衆国内国歳入法(その後の改正を含む。)及びこれに基づき公表された合衆国財務省規則において定義された意味を有する。

(注1) 一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、申込期間、受渡期日及び発行日のいずれか又はすべてを概ね1週間程度の範囲で繰り下げることがある。

社債の概要

1 利息

米ドル建社債

(a) 各本社債の利息は、上記利率で、2014年8月28日(当日を含む。)から2019年2月13日(当日を含まない。)までこれを付し、毎年2月13日及び8月13日(以下、それぞれを「利払日」という。)に半年分を後払いする。各利払日に支払われる利息は、額面金額1,000米ドルの各本社債につき(未定)米ドルである。ただし、最初の利息の支払は、2015年2月13日に、2014年8月28日(当日を含む。)から2015年2月13日(当日を含まない。)までの期間について行われるものとし、その金額は額面1,000米ドルの各本社債につき(未定)米ドルとする。

(中略)

豪ドル建社債

(a) 各本社債の利息は、上記利率で、2014年8月28日(当日を含む。)から2019年2月13日(当日を含まない。)までこれを付し、毎年2月13日及び8月13日(以下、それぞれを「利払日」という。)に半年分を後払いする。各利払日に支払われる利息は、額面金額1,000豪ドルの各本社債につき(未定)豪ドルである。ただし、最初の利息の支払は、2015年2月13日に、2014年8月28日(当日を含む。)から2015年2月13日(当日を含まない。)までの期間について行われるものとし、その金額は額面1,000豪ドルの各本社債につき(未定)豪ドルとする。

(後略)

<訂正後>

売 出 価 格	申 込 期 間	申 込 単 位	申 込 証 拠 金	申 込 受 付 場 所
額面金額の100.00%	2014年8月19日 から 同年8月28日 まで	米ドル建社債 額面金額 1,000米ドル 豪ドル建社債 額面金額 1,000豪ドル	なし	米ドル建社債 売出人及び各売出取扱人 (以下に定義する。)の 日本国内の本店及び各支 店並びに下記摘要(3)記 載の金融機関及び金融商 品仲介業者の営業所又は 事務所 豪ドル建社債 各売出人及び各売出取扱 人(以下に定義する。)の 日本国内の本店及び各支 店並びに下記摘要(3) 記載の金融機関及び金融 商品仲介業者の営業所又 は事務所
売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称			売出しの委託契約の内容	

米ドル建社債

愛媛県松山市三番町五丁目10番地1
いよぎん証券株式会社

東京都千代田区大手町一丁目3番2号
カブドットコム証券株式会社

茨城県水戸市南町三丁目4番12号
常陽証券株式会社

岡山県岡山市北区本町2番5号 ちゅうぎん駅前ビル
中銀証券株式会社

新潟県長岡市城内町三丁目8番地26
新潟証券株式会社

長野県上田市常田二丁目3番3号
八十二証券株式会社

三重県津市東丸之内33番1号
百五証券株式会社

東京都千代田区大手町一丁目9番5号
大手町フィナンシャルシティ ノースタワー
三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社

豪ドル建社債

愛媛県松山市三番町五丁目10番地1
いよぎん証券株式会社

米ドル建社債

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、いよぎん証券株式会社、カブドットコム証券株式会社、常陽証券株式会社、中銀証券株式会社、新潟証券株式会社、八十二証券株式会社、百五証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社に本社債の売出しの取扱いを委託している。

豪ドル建社債

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、いよぎん証券株式会社、カブドットコム証券株式会社、常陽証券株式会社、中銀証券株式会社、新潟証券株式会社、八十二証券株式会社、百五証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社に本社債の売出しの取扱いを委託している。

東海東京証券株式会社は、ワイエム証券株式会社及び香川証券株式会社に本社債の売出しの取扱いを委託している。

東京都千代田区大手町一丁目3番2号
カブドットコム証券株式会社

茨城県水戸市南町三丁目4番12号
常陽証券株式会社

岡山県岡山市北区本町2番5号 ちゅうぎん駅前ビル
中銀証券株式会社

新潟県長岡市城内町三丁目8番地26
新潟証券株式会社

長野県上田市常田二丁目3番3号
八十二証券株式会社

三重県津市東丸之内33番1号
百五証券株式会社

東京都千代田区大手町一丁目9番5号
大手町フィナンシャルシティ ノースタワー
三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社

山口県下関市豊前田町三丁目3番1号
ワイエム証券株式会社

香川県高松市磨屋町4番地の8
香川証券株式会社

(以下「売出取扱人」と総称する。)

摘要

- (1) 本社債の受渡期日は、2014年8月29日(日本時間)である。
- (2) 本社債の各申込人は、売出人又は売出取扱人の本支店において各申込人の名義で外国証券取引口座を開設しなければならない。本書に別途規定する場合を除き、各申込人が売出人又は売出取扱人との間で行う本社債の取引に関しては、当該売出人又は売出取扱人から交付される外国証券取引口座約款に基づき、当該外国証券取引口座を通じて処理される。
- (3) 売出人及び売出取扱人は、金融商品取引法(その後の改正を含む。)第33条の2に基づく登録を受けた銀行等の金融機関及び金融商品仲介業者に、本社債の売出しの取扱業務の一部を行うことを委託している場合がある。
- (4) 本社債は、1933年合衆国証券法(その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」という。)に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。合衆国証券法に基づいて本社債の登録を行うか又は合衆国証券法の登録義務の免除を受ける場合を除き、合衆国内において、又は米国人(U.S. Person)に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはならない。この「摘要(4)」において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。
- (5) 本社債は、合衆国税法の適用を受ける。合衆国財務省規則により認められた一定の取引による場合を除き、合衆国若しくはその属領内において、又は合衆国人(United States Person)に対して本社債の募集、売出し又は交付を行ってはならない。この「摘要(5)」において使用された用語は、1986年合衆国内国歳入法(その後の改正を含む。)及びこれに基づき公表された合衆国財務省規則において定義された意味を有する。

社債の概要

1 利息

米ドル建社債

(a) 各本社債の利息は、上記利率で、2014年8月28日(当日を含む。)から2019年2月13日(当日を含まない。)までこれを付し、毎年2月13日及び8月13日(以下、それぞれを「利払日」という。)に半年分を後払いする。各利払日に支払われる利息は、額面金額1,000米ドルの各本社債につき7.30米ドルである。ただし、最初の利息の支払は、2015年2月13日に、2014年8月28日(当日を含む。)から2015年2月13日(当日を含まない。)までの期間について行われるものとし、その金額は額面1,000米ドルの各本社債につき6.69米ドルとする。

(中略)

豪ドル建社債

(a) 各本社債の利息は、上記利率で、2014年8月28日(当日を含む。)から2019年2月13日(当日を含まない。)までこれを付し、毎年2月13日及び8月13日(以下、それぞれを「利払日」という。)に半年分を後払いする。各利払日に支払われる利息は、額面金額1,000豪ドルの各本社債につき15.75豪ドルである。ただし、最初の利息の支払は、2015年2月13日に、2014年8月28日(当日を含む。)から2015年2月13日(当日を含まない。)までの期間について行われるものとし、その金額は額面1,000豪ドルの各本社債につき14.44豪ドルとする。

(後略)